

はじめに



平成20年度は、国連が世界人権宣言を採択してから60年目という節目を迎える年にあたります。

世界人権宣言の第1条には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれており、この基本的人権の意義や重要性を再認識しなければなりません。

国連は、国際的な人権基準がすべての人々に理解・認識されることを願って平成7年（1995年）から10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、以後世界各国で行動計画が示されました。

わが国においても平成9年（1997年）国内行動計画が策定されました。

栃木県においては平成13年（2001年）に「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」が策定され、様々な人権施策が推進されています。

鹿沼市においても、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」の趣旨に基づき、平成14年（2002年）に「鹿沼市人権教育・人権啓発推進総合計画」を策定しあらゆる場を通じて人権尊重の意識高揚に努めてまいりました。

しかしながら、現実の社会には依然として様々な人権問題が存在しております。そのため、平成19年3月には、差別や偏見をなくし人権が尊重される明るく住みよい社会づくりのため「鹿沼市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成20年4月に「鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を定め、その基本方針に基づき今回の「鹿沼市人権啓発推進総合計画」を策定いたしました。

この計画は、人権教育・人権啓発はもとより、人権相談・支援に関する取り組みについて積極的かつ効果的な推進を図ることとしております。

今後はこの総合計画に示した方針と具体的施策に基づき、人権意識の高揚を図り、かぬまステップ・アップビジョンに掲げている「人権が尊重される差別のない明るい社会の実現」を進めてまいります。

市民の皆様をはじめ、関係機関、関係団体の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成21年（2009年）3月

鹿沼市長 佐藤 信